

農地改良の取扱いに関する要綱

平成20年7月23日制定

岡山市第一農業委員会

岡山市第二農業委員会

第1 目的

この要綱は、農地改良（土砂の搬入を伴うものをいい、田畑転換に係るものも含む。）を目的とした農地転用の取扱いに係る事務等に関し必要な事項を定めることにより、優良農地の確保と農業経営の改善に資することを目的とする。

第2 定義

- 1 「農地改良」とは、農業上の利用の改善を目的として農地の所有者又は耕作者が行う農地の盛土又は掘削等の行為をいい、残土処分場のように土砂等の処分のみを目的とした農地への土砂等の搬入は、農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項又は第5条第1項に規定する「農地を農地以外のもの」にする行為であり、農地改良には該当しないものである。
- 2 「軽易な農地改良」とは、農地改良であって次に掲げる要件のすべてを満たしているものをいう。
 - (1) 農地改良を行う区域内の農地面積が、1,000平方メートル以下であること。
 - (2) 農地改良に要する期間（工事着手から耕作可能な状態に復元が完了するまでの期間）が3か月以内であること。（なお、水田にあつては、水稻育成期以外の時期に行われる農地改良であること。）
 - (3) 盛土の高さ又は掘削の深さが1.0メートル以下であること。

第3 農地改良の取扱区分

- 1 農地改良（軽易な農地改良、及び土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業の施工によるものを除く。）を行おうとする者は、農地法第4条第1項の規定による一時転用の許可を要する。

これは、一定規模以上の農地改良は、土砂の搬入等により一定期間耕作ができなくなること、周辺の農地並びに道路及び水路に与える影響が大きいこと、農地改良を装った土砂の不法投棄を防ぐため農地への復元や改良後の農業上の利用の確実性を審査する必要があることから、「仮設工作物の設置その他の一時的な利用」に該当するものとして一時転用許可の対象とするものである。

ただし、農地改良の対象農地が都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項に規定する市街化区域内にある場合には、農地法第4条第1項第7号に規定する農業委員会への届出を行うものとする。

なお、隣接した農地について、同一の事業者が連続した期間（工期と工期の間の中断期間が1年未満のものを含む。）内に農地改良をする場合には、施工区分等のいかんにかかわらずこれを一体としてこの要綱を適用する。

- 2 軽易な農地改良は農地転用許可の対象とはならない。しかし、農業委員会は優良農地の確保や農地に関する紛争の処理等の農地に関する業務を行うこととされており、その区域内の農地の状況を反映した農地基本台帳を整備しこれらの業務の基礎資料として備える必要があることから、別紙の「農地改良の指導指針」に基づき、軽易な農地改良については事前に届出書を提出させ、農地改良を行う者に対する指導に努めることとする。

第4 農地改良に係る一時転用の手続き

1 一時転用許可申請

許可対象となる農地改良を行おうとする者（以下「事業者」という。）は、農地法施行規則（昭和27年農林水産省令第79号）第31条に規定する事項を記載した許可申請書1通に、次項に定める関係書類を添えて農業委員会に提出するものとする。

2 添付書類

許可申請には、農地法施行規則第30条に規定する書類の他、次に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 農地改良工事計画書（様式第1号）
- (2) 農地改良工事完了後の作付計画書（様式第2号）
- (3) 農地改良工事に係る平面図及び縦横断面図（造成前後の状況が分かるもの）
- (4) その他必要と認める書類

第5 市街化区域内農地の農地改良に係る届出

第3の1ただし書きによる、農業委員会への届出は、農地法施行令（昭和27年政令445号）第3条に規定するところによる。

第6 許可基準等

- 1 農地改良に係る一時転用は、次の要件の全てを満たさなければ許可してはならない。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条に規定する一般廃棄物又は産業廃棄物による農地の埋立て等でないこと。
- (2) 工事期間については、事業規模等から勘案して必要と認められる最小限の期間であること。
- (3) 造成面の最上部には、耕作に適した良質土を作付計画書に示された作物に適した厚さに盛土するとともに、必要に応じて暗渠排水等により耕作に適した排水機能が確保されていること。
- (4) 農地改良工事完了後の農地は、公道や周辺の農地と著しい段差が生じないこと。なお、道

路との段差は、原則として30センチメートル以内までとする。

- (5) 農地改良工事が掘削を伴う場合には、必要以上に深く掘削することのないようにすること。
- (6) 搬入土砂については、発生場所、発生工事内容、土質、土量等が工事計画段階で明らかとなっていること。
- (7) 工事による道路や水路の分断、機能の低下や周辺農地の農業生産条件に悪影響を与えないような措置がとられていること。
- (8) 土砂等の搬入路については、主要道路からの経路、対象農地への入り口等が明らかにされていること。
- (9) 従前に農地改良を行った事例がある者については、当該改良された農地が農地として十分に利用されていること。
- (10) 工事完了後速やかに農地として利用されることが確実であり、農地の形状、勾配、土壌の質等から判断して従前の農地と同等又はそれ以上の利用価値を有すると認められること。
- (11) 造成後、単に農地状に復元されるだけでなく、土質、地盤の安定度、排水機能等からみて、長期的かつ安定的に耕作に供されうると認められる計画であること。
- (12) 農地改良後における当該農地の作付計画が明らかにされており、事業者の農業経営の現状等から合理的であると認められること。

2 許可に際しては、次の条件を付けるものとする。

- (1) 許可に係る工事が完了するまでの間、許可日から3か月後及びその後1年ごとに、工事進捗状況報告書（様式第3号）により、農業委員会へ工事の進捗状況を報告しなければならないこと。

また、工事が完了したときは、速やかに工事完了報告書（様式第3号）を提出すること。

- (2) 申請書に記載された事業計画にしたがってその事業の用に供さないときは、許可の取消、工事中止命令その他の必要な措置をとることがあること。
- (3) 申請書に添付された作付計画書に従って、工事完了後は、速やかに農地として利用すること。

第7 許可後の指導

- 1 農業委員会は、事業者に対し第6の2の(1)による工事進捗状況報告書又は工事完了報告書（以下「工事完了報告書等」という。）の提出を求め、工事進捗状況及び完了状況（以下「工事完了状況等」という。）の把握に努めるものとする。
- 2 農業委員会は、工事完了報告書等の提出があったときは、現地調査を行って工事完了状況等を調査するものとする。
- 3 農業委員会は、2の現地調査において工事完了状況等が事業計画に照らして適当でないと判断したときは、事業者に対し事業計画どおり事業を行うよう指導するものとする。
- 4 農業委員会は、工事完了後速やかに作付計画に沿った利用がなされるよう事業者を指導するものとする。

のとする。

第8 違反行為に対する指導

- 1 農業委員会は、許可を受けずに許可対象となる農地改良行為が行なわれているのを発見した場合は、速やかに事業を中止し許可手続をとるよう事業者を指導するものとする。
- 2 農業委員会は、許可を受けた事業者が許可申請の内容と異なる工事を行っているとした場合は、速やかに事業者から事情を聴取し、是正指導を行うものとする。

第9 その他

農業委員会は、農地改良を目的として土砂等を搬入しようとする者を対象とした「農地改良に関する事前相談」の実施に努め、農地改良が一時転用許可の対象であると認められるときは、農地法による許可申請をするよう指導する。

附則

この要綱は、平成20年7月23日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年12月15日から施行する。

様式第 1 号

農地改良工事計画書

施工業者		(住 所)		(氏 名)		TEL	
				(現場責任者氏名)		TEL	
工 事 の 内 容	概 要	工 事 期 間		年 月 日～ 年 月 日			
		農地改良の理由					
		工 事 の 概 要		(工法・盛土の高さ等を具体的に記載すること)			
		経 費		(自己資金)		円	
			(借入金等)		円		
			(合 計)		円		
	盛 土 等 の 内 容	改良区域の面積		(農 地)		筆 m ²	
				(そ の 他)		筆 m ²	
			(合 計)		筆 m ²		
	搬 入 土 砂 に つ い て	土 砂 等 の 量		(全 体)		立方メートル	
		(うち表土用)		立方メートル			
土 質							
発 生 場 所							
		発生原因工事名 ・工事概要等					
		工事請負業者		(住 所)		TEL	
				(氏 名)			
過去の農地改良実施の有無 と当該農地の現況				(直近 2 年間)			
その他参考事項							

注 1 位置図、計画平面図、縦横断図（現況地盤高、計画地盤高、表土の厚さ等が記載されていること）、土砂の搬入経路図、現況写真を添付すること。

注 2 必要と認められる場合は、土壌分析結果を求めることができる。

注 3 経費については、見積書又は積算書を添付すること。

様式第 2 号

年 月 日

農地改良工事完了後の作付計画書

1 所有者（耕作者）

氏 名

住 所

2 農地改良を行う土地の現在の作付状況

土地の表示		現況地目	面積	作目・利用状況等	収量	備考
所在	地番					
					(実収量) k g (10アール当たり 収量) k g	

注：備考欄には、作目に係る耕耘、播種、定植、収穫等の主要農作業実施の時期を記載する。

3 農地改良後の作付計画

土地の表示		現況地目	面積	作目・利用状況等	収量	備考
所在	地番					
					(実収量) k g (10アール当たり 収量) k g	

注：備考欄には、作目に係る耕耘、播種、定植、収穫等の主要農作業実施の時期を記載する。

様式第3号

年 月 日

岡山市 農業委員会会長 殿

住 所
氏 名 ,

工事進捗状況（完了）報告について

年 月 日付け、第 号で許可を受けた転用事業の工事進捗（完了）状況を、次のとおり報告します。

記

1 転用対象地の所在、面積

2 転用目的

3 工事の状況

（工事ごとに詳しく書き、写真を貼付すること。未着手又は工事が計画より遅れている場合はその理由を記入すること。）

4 その他

別紙

農地改良の指導指針

第1 目的

この指針は、農地改良（土砂の搬入を伴うものをいい、田畑転換に係るものも含む。）に係る事務等に関し必要な事項を定めることにより、優良農地の確保と農業経営の改善に資することを目的とする。

第2 定義

「農地改良」とは、農業上の利用の改善を目的として農地の所有者又は耕作者が行う農地の盛土又は掘削等の行為をいい次に掲げる要件のすべてを満たしているものをいう。

- (1) 農地改良を行う区域内の農地面積が、1,000平方メートル以下であること。
- (2) 農地改良に要する期間（工事着手から耕作可能な状態に復元が完了するまでの期間）が3か月以内であること。（なお、水田にあっては、水稻育成期以外の時期に行われる農地改良であること。）
- (3) 盛土の高さ又は掘削の深さが1.0メートル以下であること。

第3 農地改良の届出についての取扱区分

- 1 農地改良を行おうとする者は事前に農地改良届出書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し農業委員会に届け出るものとする。

- (1) 位置図
- (2) 小作人が行う場合は、所有者の同意書
- (3) 農地の一部を改良する場合は、測量図等
- (4) その他農業委員会長が必要と認める書類

- 2 農業委員会は農地改良届出書が提出された場合、農地改良工事の適正な施工管理の徹底について、事業者事前に面談等を行い、注意事項（様式第2号）を交付する等により助言指導するものとする。

また、必要に応じて現地調査を行うなど、施工状況の把握及び施工完了の確認に努めるものとする。（完了報告様式）

(様式第1号)

岡山市 農業委員長 様

年 月 日

届出者 住 所

氏 名

(電話番号)

[未相続等の場合]
相続人等全員の同意は得ております。
住 所
氏 名
(続柄)

農 地 改 良 届 出 書

次のとおり農地改良をしたいので届出書を提出します。
なお、農地改良工事施工の際は、注意事項を順守し、廃棄物で埋立てをしないことを誓約いたします。

記

1 改良する土地の所在、面積等

土地の所在			地目		面積	耕作者氏名	備考
市区	大字	地番	登記	現況			

2 農地改良の目的

- (1) 農地改良を必要とする理由
- (2) 現況及び改良後の農地利用方法
ア 現 況
イ 改良後

3 農地改良工事完了後の作付計画書

農地改良工事の期間		年 月 日 ~ 年 月 日			
農地改良工事の内容		盛土の高さ m (掘削の深さ m)			
利 用 目 的		普通野菜畑 果樹園 育苗圃 花卉畑 温室 ()			
年間 利用 計画	作 付 品 目	植 付 予 定 日	収 穫 予 定 日		備 考

- [添付書類]
- (1) 土地の位置図
- (2) 所有者同意書(小作地の場合)
- (3) 測量図等(農地の一部を改良する場合)
- (4) その他会長が必要とする書類

(様式第2号)

受 印

注 意 事 項

届出書の提出があった農地改良については、次の注意事項に留意のうえ、適切な施工管理を行ってください。

記

- 1 事業着手前に施工業者と境界、工事内容並びに搬入する土砂の数量及び発生元などの再確認を行うこと。
- 2 農地改良に使用する土は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物が含まれていないこと。
- 3 工事の施工にあたっては、周辺の農地や道路・水路に影響がないように十分留意し、他法令の許可等が必要な場合は、許可等を受けた後に施工すること。
- 4 工事を原因とする災害、若しくは隣接農地又は道路・水路に被害が発生した場合には、届出者の責任で誠意を持って対応すること。
- 5 工事期間中は、計画どおりの工事が行われているか届出者自身で定期的に確認し、農地改良に不適切な土砂等が搬入されている場合には、工事施工業者に搬入した土砂の撤去を申し入れた上、農業委員会に報告すること。

岡山市第一農業委員会
岡山市第二農業委員会

(完了報告様式)

年 月 日

岡山市第 農業委員会 会長 殿

住 所

氏 名

農地改良工事 完了 状況報告について

年 月 日付けで届出を行った農地改良工事については、次のとおり完了したので報告します。

記

1 農地改良を行った土地の所在、面積

岡山市 区 m²

2 改良の目的

3 工事期間

着工年月日 年 月 日

完了年月日 年 月 日

4 現況写真（工事中及び完了写真）
別添のとおり

5 その他参考事項